

第92回 全国大学獣医学関係代表者協議会記録(案)

日 時 平成22年3月30日(火) 13:00~15:30

場 所 日本獣医生命科学大学 1号棟2階「講堂」

出席者(会長) 吉川泰弘
 (北海道大学) 伊藤茂男、昆 泰寛
 (帯広畜産大学) 三宅陽一、北村延夫
 (岩手大学) 居在家 義昭、橋爪一善
 (東京大学) 西原真杉、九郎丸 正道、中山裕之、尾崎 博、佐々木 伸雄
 (東京農工大学) 町田 登、田谷一善、白井淳資
 (岐阜大学) 北川 均、石黒直隆、杉山 誠
 (鳥取大学) 菱沼 貢、澁谷 泉、日笠喜朗、
 (山口大学) 田浦保積、岩田祐之、佐藤晃一
 (宮崎大学) 山口良二、片本 宏、三澤尚明
 (鹿児島大学) 宮本 篤
 (大阪府立大学) 竹内正吉、笹井和美、久保喜平
 (酪農学園大学) 林 正信、泉澤康晴、竹花一成、菊池直哉、山下和人
 (北里大学) 伊藤伸彦、高井伸二、原 幸男、渡辺清隆
 (麻布大学) 政岡俊夫、有嶋和義、浅利昌男、和田恭則
 (日本大学) 酒井健夫、月瀬 東、佐藤常男、田中茂男、鎌田 寛
 (日本獣医生命科学大学) 池本卯典、清水一政、今井壮一、新井敏郎、福所秋雄
 (特別出席) 文部科学省 高等教育局専門教育課 伊藤史恵
 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 新川俊一
 社団法人日本獣医師会 山根義久、大森伸男
 日本学術会議第2部長 唐木英明
 (事務局) 日本獣医生命科学大学 古山泰二、佐藤 佐

以上 61名

開会に先立ち、配布資料の確認が行なわれ、吉川会長より、社団法人日本獣医師会 山根会長、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 新川課長補佐、文部科学省 高等教育局専門教育課 伊藤課長補佐及び日本学術会議 唐木部長の紹介並びに挨拶が行われた後、本日の議事日程の確認を行い、議事に入った。

議 事

I. 確認事項

1. 第91回全国大学獣医学関係代表者協議会記録(案)及び平成21年度各大学代表者一覧の確認について
 吉川会長から、第91回全国大学獣医学関係代表者協議会記録(平成21年9月24日開催)の確認が行われ承認された。あわせて平成21年度各大学代表者一覧に基づき連絡先等の確認がなされた。

2. 平成 21 年度決算について

事務局より、平成 21 年度決算資料に基づき説明があり、協議の結果、承認された。

3. 獣医療提供体制整備推進協議会監事就任について

吉川会長から、全国大学獣医学関係代表者協議会会長として獣医療提供体制整備推進協議会の監事として就任した旨報告があり了承された。

4. 家畜衛生対策推進協議会監事就任について

吉川会長から、全国大学獣医学関係代表者協議会会長として家畜衛生対策推進協議会の監事として就任した旨報告があり了承された。

II. 報告事項

1. 国公立大学獣医学協議会報告（北海道大学 伊藤会長）

(1) 各大学の現状報告

(2) 協議事項

①大学間連携について

鳥取大学、岐阜大学、京都産業大学が平成 21 年度大学連携支援事業に採択され、その内容について説明があった。鳥取大学と岐阜大学の間に遠隔授業システムを導入し相互の模擬講義等を開始している。次年度には京都産業大学にも同様のシステムを導入し運用する予定である旨報告があった。また、運用に際しての問題点等についても併せて報告があった。

②共同教育過程について

北海道大学と帯広畜産大学の学長と学生が行っている共同獣医学課程について説明があった旨報告があった。

③参加型臨床実習について

山口大学の田浦教授が作成した私案を基に検討した。農水省からは国公立の協議会において説明を受け、農水省の考え方と大学が自主的に判断すべき事項を明確に示していただき意見交換をした旨報告があった。

④共用試験について

共用試験に向けた準備委員会を立ち上げ検討していくこととした旨報告があった。

⑤コアカリキュラムについて

獣医学コアカリキュラムが完成し、その内容についてはホームページに公開されている。その案に対するパブリックコメントを受け、二次案を作成し提示する予定である旨報告があった。

⑥e-ラーニングシステムについて

平成 21 年度特別教育研究経費として導入し、北海道大学、帯広畜産大学、東京大学、山口大学、宮崎大学に e-ラーニングシステムのサーバーを設置した。また、鳥取大学と岐阜大学が導入した同様のテレビ会議システムを東京大学、北海道大学、帯広畜産大学にも導入した。今年度は、鹿児島大学、岐阜大学、鳥取大学、東京農工大学、岩手大学に e-ラーニングシステムのサーバーを導入する予定である旨報告があった。

2. 私立獣医科大学協会協議会報告（日本大学 酒井会長）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の新川課長補佐による「獣医学教育における学生の臨床実習の条件整備」に関する講演が行なわれ、引き続き質疑応答がなされた。

(1) 協議事項

①診療参加型の臨床実習の在り方についても、次のとおり報告があった。

・獣医師法第 17 条の解釈について

農水省の第17条の解釈については評価できるが、違法性がないのは容認が出来るのではないかと解釈できる問題がある。

また、限定的な独占権に他分野との関連を明確に図っていた方がよいのではないか。

・ 卒後研修について

第17条がクローズアップされているが、実際は16条第2項の卒後研修について触れていないのは獣医師の質保証に関わる問題で検討する必要がある。

・ 設置基準について

診療参加型になった場合、面積の問題、施設の問題、教員数の問題等の設置基準の問題について検討しなくてよいのかという課題がある。

・ 学生の範囲について

学生にどこまでやらせるのかという中に、一部なのか全員なのかという問題があるが、獣医師の資格を取得のため全員参加で対応することとした。また、ガイドラインを設けるべきかについては、すでに農水省の水準1・2・3が示されているので、内容については各大学の状況を踏まえて対応することとした。

また、ガイドラインについては、統一基準を本協会で作成したいが、とりあえず各大学の状況をふまえた独自の規定を作成し報告することとした。

② 獣医学教育モデル・コア・カリキュラムについて

モデル・コア・カリキュラムを認める背景について検討しなければならない。全国協議会において評価を行い、それに基づいて獣医師会に諮問をして平成19年に外部評価を行なうことでフレームは出来ているが進行していない。外部評価をすることにより各大学の教育内容が明確になるのではないか。

モデル・コア・カリキュラムをどの程度採用するかについては、最低限7割で、3割は各大学の特色ある教育、地域性等背景があるので、モデル・コア・カリキュラムは7割保証すればよいとの意見があった。

③ 共用試験について

獣医学共用試験調査委員会からの中間答申が北里大学の高井幹事より説明された。本試験については作業工程の明確化など段階的に対応する必要があり、また獣医療水準、卒後研修の明確化、経費の負担など検討事項が多く、今後関係者による組織的検討と統一的取り組みが必要であることが確認された。

④ 大阪府立大学の定員増について

獣医学教育の質保証を最優先課題とする段階であるので、現時点での入学定員の増加に対し本協会は反対であることを確認した。

⑤ 文部科学省の教育について

16次の再々検討要請に対する回答については評価する。ただし、行わなければならないことは、獣医学教育の改善であり、新規の申請については反対であることを確認した。

III. 「参加型臨床実習」の取り組みに当たって

社団法人日本獣医師会大森氏より、「獣医学臨床教育改善に向けての「参加型臨床実習」の取り組みに当たって」に基づき、関係者懇談会の概要について説明があった。

IV. 協議事項

1. 獣医学教育の改善について

大学によって臨床のローテーションのスタンスは違うが、全国統一した基準を作成し、その中で診療行為を行なうのがよいということは明白である。各大学でガイドラインを作成し、自分たちが安全を担保できるものは何か、診療行為の内容は何かを考える必要がある。共用試験は負担が多い

ので、それ以外の形で質の担保・教育内容の担保が出来ないかを論議していただきたい。

参加型実習のガイドラインをどのように作成していくか、コア・カリキュラムの範囲の中で作成すべきではないか。農水省から報告書の形で水準が示されると共に、講義科目のコア・カリキュラムの第一次案が出され、実習のコア・カリキュラムを作成する動きがあり、報告書とリンクする形式及び範囲の中で作成すべきではないか。コア・カリキュラムは 23 科目、ローテーションに該当する 8 単位が参加型実習に該当すると考えられる。

平成 22 年度から各大学で出来ることはやって行き、その後全国的な統一したものを作成すればよいのではないか。

各大学は第一段階の臨床実習において様々な取り組みをしているので、第二・第三段階としてコア・カリキュラムを取り込んだ対応をするのが現実的ではないか。

参加型実習で何をするのか、何が出来るのかを明確にするために各大学で検討する必要がある。

各大学の作成したガイドラインの相互評価をすれば教育の質の担保が図れるのではないか。

コア・カリキュラムと共用試験は区別して、共用試験を早めに実施すれば、各大学の学生の相互評価につながるのではないか、等の意見があった。

農水省の通達により各大学が取り組むべきガイドラインを作成し、次回以降にすり合わせるためにデータを出し合い議論を進めていくこととした。コア・カリキュラム検討委員会で参加型臨床実習を見据えたコア・カリキュラムを検討してもらうこととした。

2. 大学の入学定員について

大阪府立大学より、平成 24 年の春に大学の再編が予定されているが、学生定員の問題があり明確になっていないのが現状と、53 名の教員数を増やせる方策はないか検討中である旨報告があった。

文部科学省より、文部科学省告示により、獣医師、歯科医師の新たな設置等に関しては対象としていない。抑制的な取り組みをしているのは、僻地の獣医師の需給を考慮しているためである。特区申請の場合は、個別ではなく全国的な観点の中で判断する。特区申請は地域の固有の課題解決のために適用するものであり、獣医大学の新設は馴染まないで断っている旨説明があった。

時限付の定員増の申請について、公務員獣医師の養成が経済特区に入っているが、理論武装する必要がある旨意見があった。

3. 獣医師法第 16 条第 2 項と第 17 条について

農水省より、第 17 条について基本的な考え方に反映するかは農水省として判断する。第 16 条第 2 項について、卒後臨床研修については法改正が必要となるため、早急に行える約束は出来ないがワーキンググループの報告書の中に卒後研修との一体化について記述するかはワーキンググループの委員と相談の上検討していきたい旨説明があった。

4. 獣医師会として、定員の増加、獣医科大学の新設について条件が出されていない場合は、反対の立場を取ることが確認された。

次回開催は、平成 22 年 9 月 15 日(水) 午後 1 時より帯広畜産大学である旨、確認された。

以上